

漏水による 水道料金等の減免の ご案内

<令和 2. 2. 1 改定版>

飯能市上下水道部水道業務課

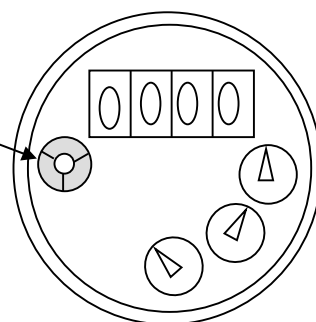
TEL 973-2111 (代) 内線 215, 216

～ 思 わ め 漏 水 を 防 ぐ た め に ～

1 水道メーターの確認をお願いします～1箇月に1回は確認しましょう～

敷地内の水道が止まっている状態の時、メーターを確認します。

メーターについている **パイロット** が、少しでも回っている場合は漏水しています。お近くの飯能市指定給水装置工事業者に連絡をし、修理を行なって下さい。



2 「使用水量のお知らせ」の確認をお願いします

検針員が検針に伺った際に漏水を発見することがあります。

「使用水量のお知らせ」と一緒に漏水している様子とメモを投函しています。

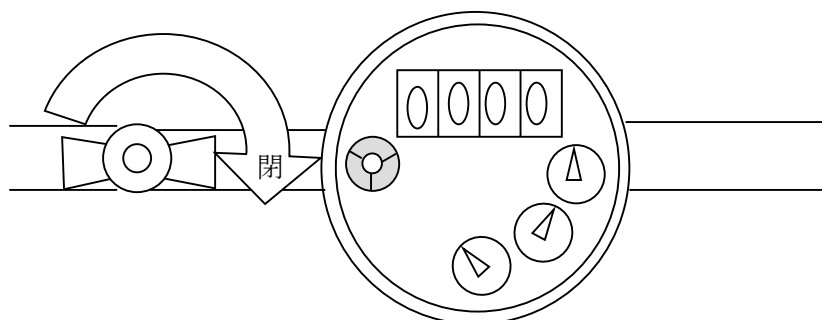
「使用水量のお知らせ」は、よくご確認ください。

3 長期にわたい使用しない水道栓は、メーターボックス内の 丙止で止めておきましょう。また、寒冷地仕様の給水設備を 使用している方は、水抜きをしましょう。

長期不在の際の漏水もお客様のご負担になってしまいます。メーターボックス内の丙止を止めておくことにより、思わぬ大量の漏水を防ぐことができます。

また、冬季に長期間使用しない場合、水道管の凍結により蛇口や給湯器等の給水設備が壊れ、大きな水漏れ事故になる場合がありますので、水抜きの機能がある給水設備は、必ず水抜きをしておきましょう。

**なお、閉栓のご連絡がない場合は、最低、基本料金が発生しますので
ご注意ください！！**



～四角の中に数字を入れて下さい～

Step1 減免を受けようとする使用年月の水道料金はいくらですか

減免を受けたい年月
(令和 年 月「ア」) の水道料金 円・・・ ①

漏水に気が付いた時から修理が完了するまでの間で最も多い水道料金を記入して下さい。

Step2 過去の水道料金の平均金額を計算します

前年同期 (平成 年 月※:「イ」) の水道料金 円
※「ア」の1年前の年月

前年同期 (「イ」) の前回の検針月の水道料金 円

+ 前年同期 (「イ」) の次回の検針月の水道料金 円

円・・・ ②

Step3 ②を3で割って1ヶ月あたりの平均を出します

円・・・ ③

①の金額が③の金額より多い場合、減免対象となります。



次の書類を提出して下さい

- 1 水道料金等減免申請書 → お客様に記入していただく申請書です。
【修繕工事店記入欄】 → 修理をした工事業者に記入していただきます。
- 2 漏水箇所がわかる図面
※なお、図面がお手元にはない場合は、水道業務課までお問い合わせください。

水道料金が減免の対象となったお客様の下水道使用料については、前年同期と、その前後の検針月の3回分の平均排水量まで減額されます。

☆減免後の金額については、水道業務課までお問合せ下さい☆

減免の申請を行なう前にご確認下さい。

